

# 環境保全研修会

令和7年1月23日(木)

宇都宮市 環境保全課

# 本日の議題

(1) 環境基本法について

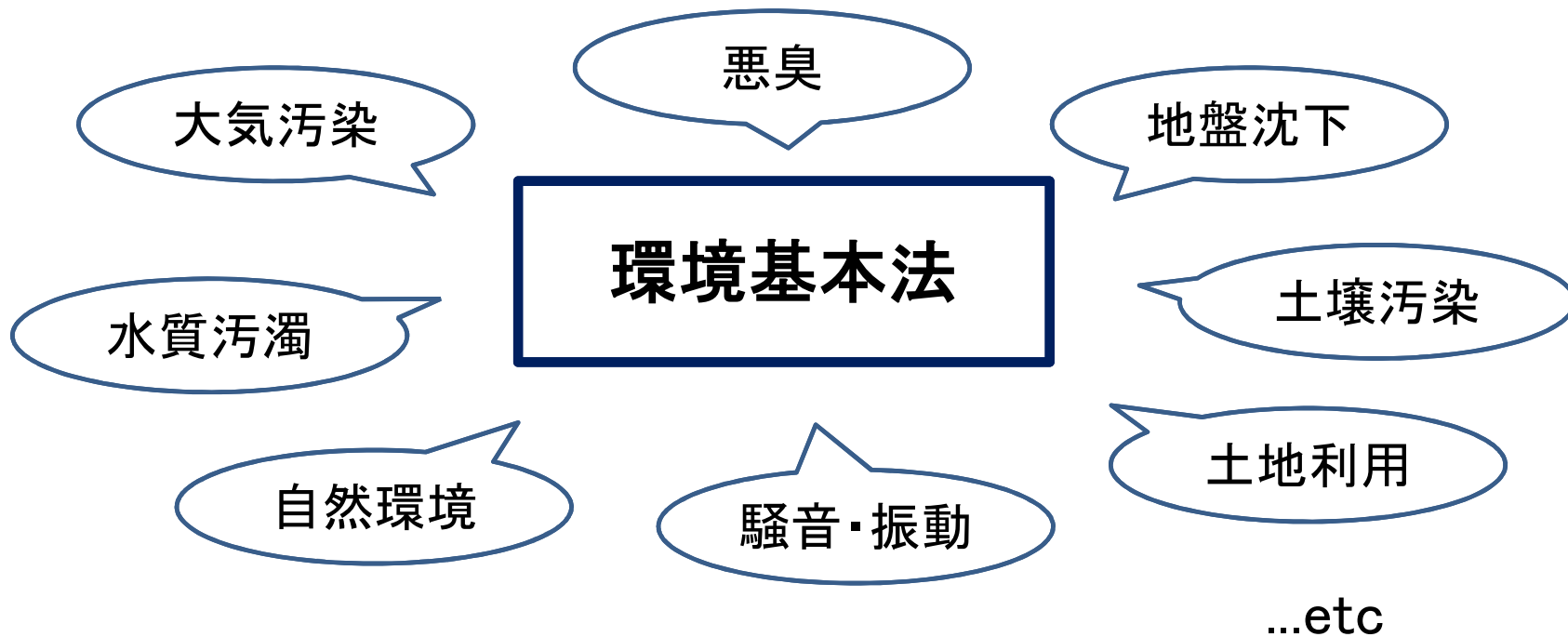
(2) 異常水質事故防止について

# (1) 環境基本法について

# 環境基本法とは

## 平成5年制定

循環型社会・自然と人間の共生を目指す



# 環境基本法とは

## 《目的(第一条)》

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

## 環境基本法とは

### 《事業者の責務(第八条)》

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

# 環境基本法制定の背景

## ■ 高度経済成長に伴う公害問題の発生

- 工場排水, ばい煙等が健康被害をもたらした。  
例) 新潟水俣病, 熊本水俣病, イタイイタイ病,  
四日市ぜんそく



(四日市市HPより)

## 環境基本法制定の背景

➡ 昭和42年 公害対策基本法制定

➡ 環境問題の複雑化・地球規模化  
地球温暖化, オゾン層破壊, 野生生物の種の減少 等

➡ 平成5年 環境基本法制定  
循環型社会・自然と人間の共生を目指す



# 公害

悪臭



大気汚染



水質汚濁



地盤沈下



典型7公害

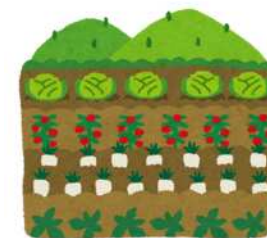
振動



騒音



土壤汚染



# 公害

昭和35年前後

現在

大気汚染



水質汚濁

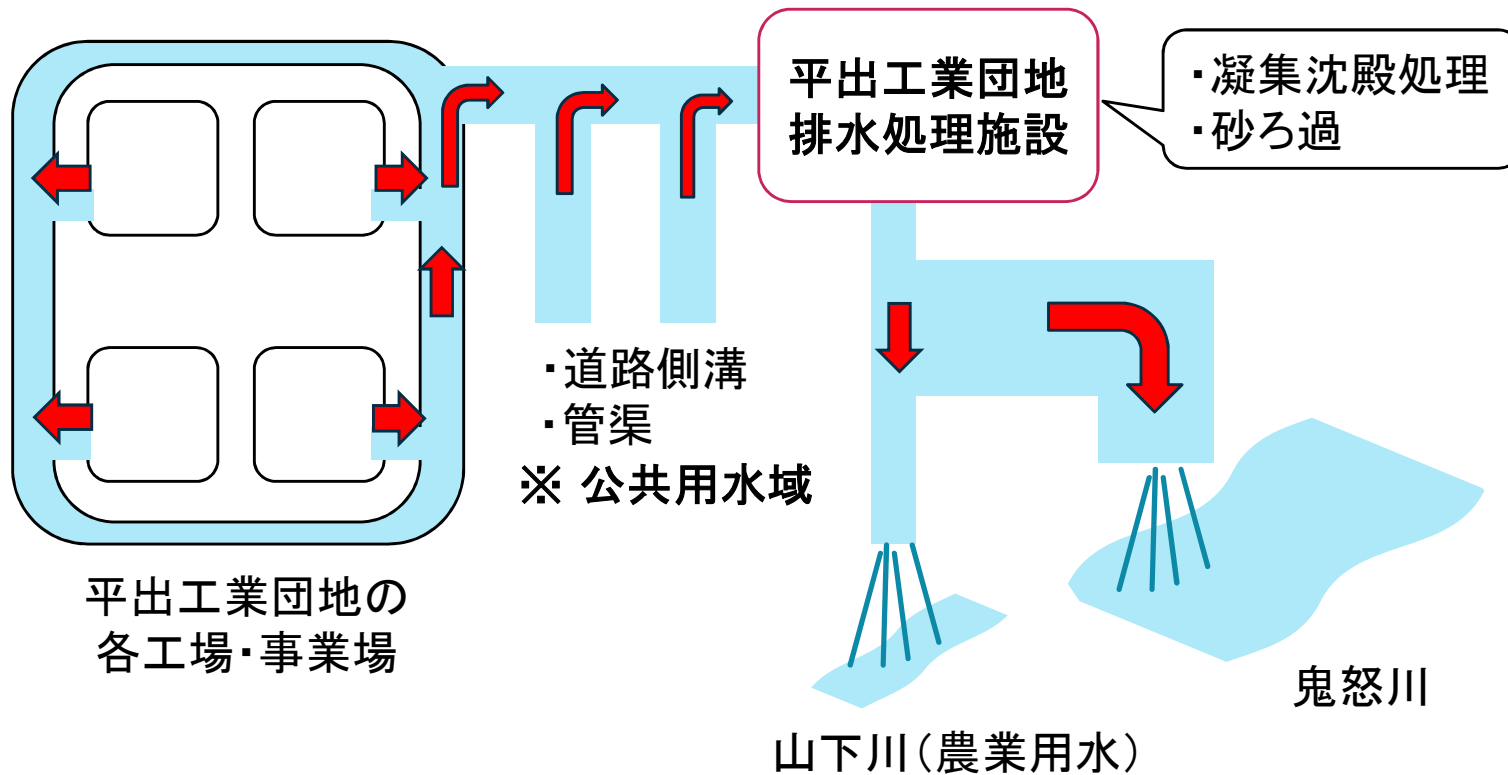


(北九州市HPより)

## (2) 異常水質事故防止について

# 平出工業団地

平出工業団地内の事業場からの排水の行く先は・・・



## 異常水質事故とは

「異常水質事故」とは、河川などの「公共用水域」における汚水等の流出による次の状態のことをいいます。

(1) 魚類が浮上、へい死するなどの事態が発生したとき



(2) 油類等が浮遊し、生活環境に係る被害を生じ  
又は生じるおそれがあるとき

(3) 有害物質等が流出し、人の健康に係る被害  
又は生活環境に係る被害を生じ若しくは生じる  
おそれがあるとき





(4) 水質が著しく変化したとき又は  
利水に影響を及ぼすおそれがあるとき



## 異常水質事故が発生すると・・・

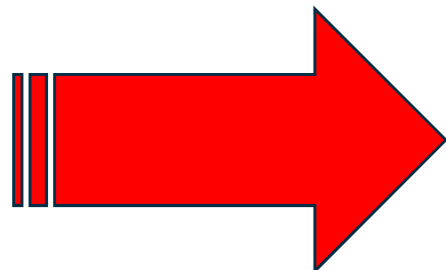
水道被害

農業被害

漁業被害

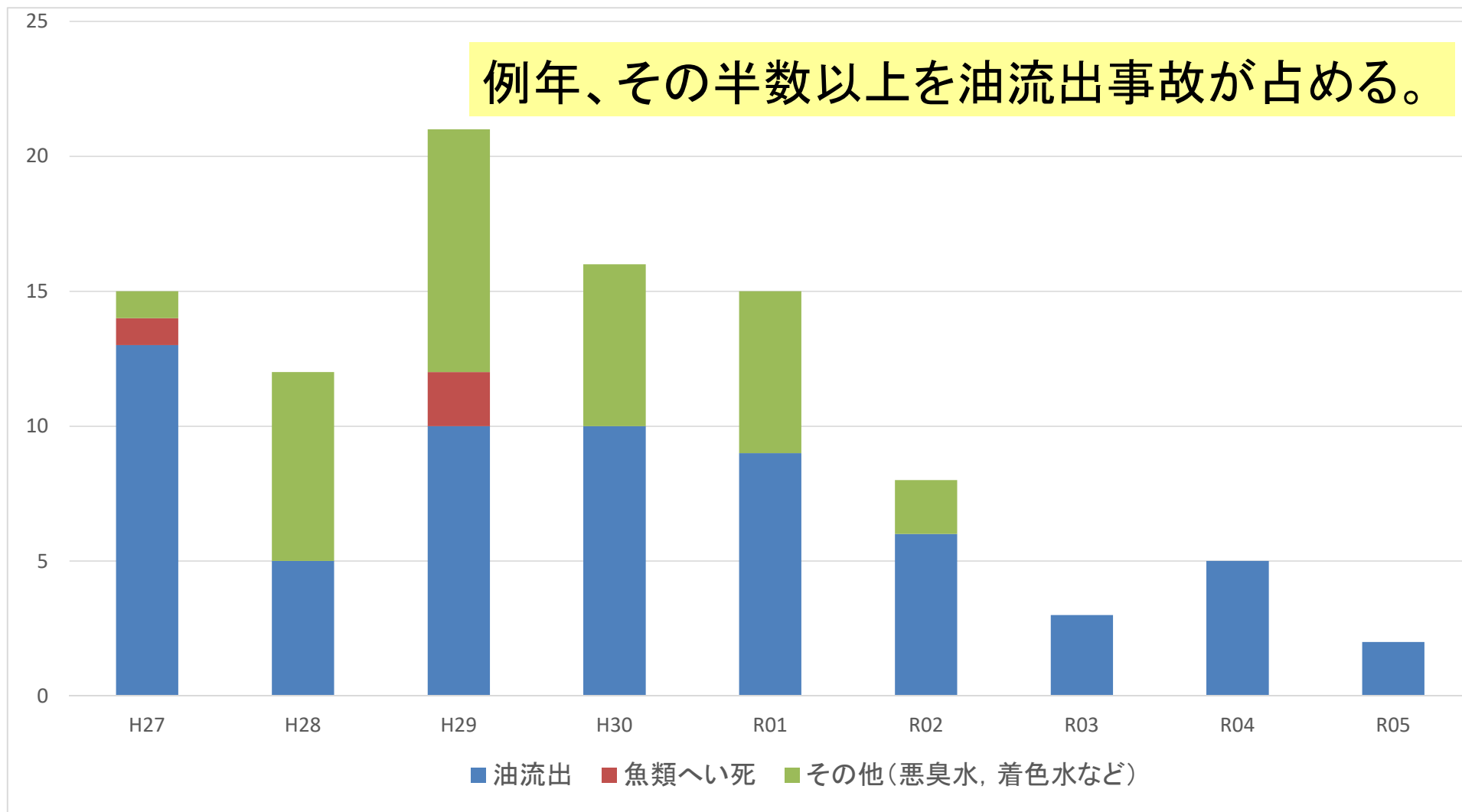
悪臭被害

景観悪化



市民等の生活，  
財産などに影響

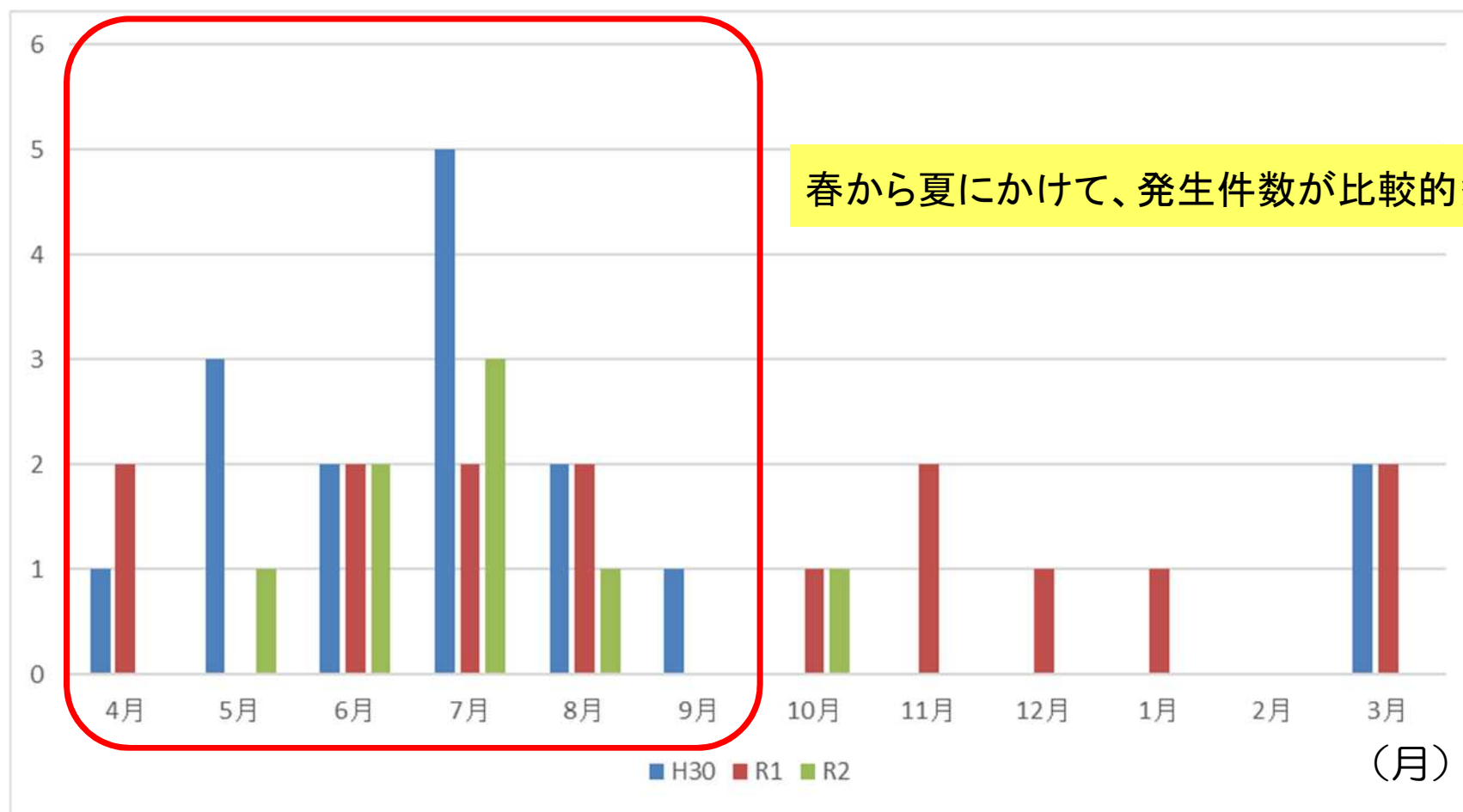
## 宇都宮市における異常水質事故の発生状況（年度別件数）



## 《参考》

# 宇都宮市における異常水質事故の月別発生状況

(件数)



春から夏にかけて、発生件数が比較的多い。

## 事例

# バイク整備工場から油の流出事故



## 事例

### 1 内 容 側溝への油流出

### 2 初動対応

市民通報 → 消防・環境保全課 ⇒ 現地対応

### 3 発 生 源

バイク整備工場の洗浄水が側溝に流出した。

### 4 事故原因

作業者の法令遵守意識の不足

⇒ 水質汚濁防止法等の違反に問われることがある。

## 5 被害状況

側溝の河川合流地点に、オイルマットを敷設し、河川の下流への影響を防止した。

## 6 再発防止のポイント

- 関係法令を正しく理解し、排水を適正に処理する。
- 事故発生時には、速やかに市に報告する。

## 事業者が自主的に行える 対策・対処

- 油類及び薬品類の取扱時の安全確認
- 機械類や貯油施設など定期点検の実施
- 流出防止措置を講じる  
(廃材を屋外に保管する場合は、屋根等を設けるなど)
- 設備や資材の配備(防液堤を設ける, オイルマットを準備するなど)
- 緊急時の体制の整備(緊急連絡網を作成するなど)
- 不要となった油や薬品類などの適正な処理
- 機械, 薬品類を取り扱う従業員に対する教育・研修



## 事業者の対策・対処

万一、事故を起こしてしまったら・・・

## 応急措置の実施

いつ？

ただちに！！

どうやって？

①流出・拡散防止

排水→オイルマットを敷設し回収・適正処分

②原因物質(油・薬品類)・汚染土壌の回収

土壌→油等の染みこんだ土壌の撤去・適正処分

日頃から工場・事業場内を点検しましょう！

## 事業者の対策・対応

# 宇都宮市環境保全課への報告

事故の内容や応急措置の状況について、直ちに市の環境保全課に連絡してください。

### 連絡先

環境部 環境保全課（市役所12階）

TEL:028-632-2420 FAX:028-632-5279

Email:u0711@city.utsunomiya.tochigi.jp

### 連絡内容

- いつ （発見・発生した日時）
- どこで （場所）
- 何を （物質）
- どのように （状況）
- どうした （流出先・流出量・応急措置）
- なぜ （原因）

# 届出

## 水質汚濁防止法第14条の2に基づく事故時の届出等

該当条文	第14条の2第1項	第14条の2第2項	第14条の2第3項
対象者	特定事業場の設置者	指定事業場の設置者	貯油事業場の設置者
対象物質	有害物質又は排水基準に適合しない水	有害物質又は指定物質を含む水	油を含む水
事故の要件	特定施設の破損その他の事故	指定施設の破損その他の事故	貯油施設の破損その他の事故
	公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき		
必要な措置	直ちに、引き続き排出又は浸透の防止のための応急の措置		
届出	速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を宇都宮市等に届出		
命令	応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる(同条第4項)。		
罰則	命令違反について6月以下の懲役又は50万円以下の罰金		

## 指定物質について

有害物質や油を除き，公共用水域に多量に排出されることにより，人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質

1 ホルムアルデヒド	2 ヒドラジン	3 ヒドロキシルアミン	4 過酸化水素	5 塩化水素
6 水酸化ナトリウム	7 アクリロニトリル	8 水酸化カリウム	9 アクリルアミド	10 アクリル酸
11 次亜塩素酸ナトリウム	12 二硫化炭素	13 酢酸エチル	14 MTBE	15 硫酸
16 ホスゲン	17 1, 2-ジクロロプロパン	18 クロルスルホン酸	19 塩化チオニル	20 クロロホルム
21 硫酸ジメチル	22 クロルピクリン	23 ジクロロボス(DDVP)	24 オキシデプロホス(ESP)	25 トルエン
26 エピクロロヒドリン	27 スチレン	28 キシレン	29 パラ-ジクロロベンゼン	30 フェノカルブ(BPMC)
31 プロピザミド	32 クロタロニル(TPN)	33 フェトリオン(MEP)	34 イプロベンホス(IBP)	35 イソプロチオラン
36 ダイアジノン	37 イソキサチオン	38 クロロニトロフェン(CNP)	39 クロルピリホス	40 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
41 アラニカルブ	42 クロルデン	43 臭素	44 アルミニウム及びその化合物	45 ニッケル及びその化合物
46 モリブデン及びその化合物	47 アンチモン及びその化合物	48 塩素酸及びその塩	49 臭素酸及びその塩	50 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
51 マンガン及びその化合物	52 鉄及びその化合物	53 銅及びその化合物	54 亜鉛及びその化合物	55 フェノール類及びその塩類
56 ヘキサメチレンテトラミン	57 アニリン	58 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びその塩	59 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びその塩	60 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(LAS)及びその塩

# 届出

工場・事業場のみなさまへ

## 法令に基づく届出は必要ありませんか？

施設を設置・変更する場合、環境法令に基づく市への事前の届出が必要になることがあります。届出の必要はないか、工事着手前にもう一度ご確認ください。既設の施設につきましても、環境法令に基づく届出漏れがないか、改めてご確認ください。

### 届出が必要な施設は？

- **大気汚染防止法** ⇒ ボイラー、乾燥炉、ベルトコンベアなど
- **水質汚濁防止法** ⇒ 廃ガス洗浄施設、自動式車両洗浄施設、有害物質の貯蔵タンクなど
- **騒音規制法** ⇒ コンプレッサー、送風機など
- **振動規制法** ⇒ 金属加工機械、破碎機など
- **ダイオキシン類対策特別措置法**  
⇒ 小型の廃棄物焼却炉など
- **栃木県生活環境の保全等に関する条例**  
⇒ 廃ガス洗浄施設、石材加工の用に供する湿式切断施設、クーリングタワーなど

### 届出の期日は？

- **大気・水質・ダイオキシン類関係の施設**  
⇒ 工事着手の**60日前**
- **それ以外の施設**  
⇒ 工事着手の**30日前**

### 届出をせずに特定施設の設置・変更を行った場合は？

- **無届の設置・変更が判明した場合は、直ちに市へ報告してください**

<故意である場合等、悪質な場合は、以下のような処罰を受ける可能性があります>  
・3ヶ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金（水質汚濁防止法の例）

※工場・事業場の名称等を変更した際にも、市への届出が必要です。



宇都宮市 環境部 環境保全課 調査指導グループ  
Tel 028-632-2407

**ご清聴いただきまして、ありがとうございました。**